

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則第42条第3項の規定に基づき、入学手続に関し必要な事項を定める。

(手続)

第2条 合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める学費等を納入し、次の各号に掲げる書類を提出して手続をしなければならない。

- (1) 卒業証明書
- (2) 学生調書(別記第1号様式)
- (3) 誓約書及び保証書(別記第2号様式)
- (4) その他必要な書類

(許可)

第3条 学長は、前条の入学の手続を完了した者に、入学を許可する。

(身元保証人)

第4条 入学の手続に際して、身元保証人を立てなければならない。

- 2 身元保証人は、父兄又はこれに代わる者とする。
- 3 前2項の身元保証人は、学生の身分上、金銭上の一切の責任を負うものとする。

(入学辞退)

第5条 入学の許可を受けた者で、入学を辞退する者は、所定の手続をしなければならない。

- 2 前項の手続をした者は、本学が指定する期日までに、学費等納付金返還願を提出した場合に限り、所定の学費等を返還する。

(入学許可の取り消し)

第6条 入学を許可された者が、正当の理由なくして指定の期日までに手続をとらないときは、入学許可を取り消すものとする。

(身元保証人の異動)

第7条 身元保証人が死亡したとき、又は変更しようとするときは、速やかに届けなければならない。

- 2 身元保証人が氏名を改め、又は住所を変更したときは、速やかに届けなければならない。

(所管)

第8条 この規程に関する所管は、学務部入試課とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

この規程は、令和2年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

この規程の制定に伴い、「学校法人札幌大学入学(手続)に関する規程(平成27年10月1日制定)」は、令和2年10月14日に廃止する。